

## 東吾妻町最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、東吾妻町が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合も含む。)及び東吾妻町契約規則(平成23年東吾妻町規則第14号)第7条の規定により、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この告示は、競争入札により予定価格が130万円を超える建設工事の請負契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、地方自治法施行令第167条の2の規定による随意契約は、この対象から除くものとする。

(建設工事における最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格の算出方法は、予定価格(消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。)の算出基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出して得た最低制限価格の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、10分の7から10分の9までの範囲内の割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されている旨を周知しなければならない。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲以内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(最低制限価格の公表)

第6条 第3条の規定により算出した最低制限価格は、入札結果公表時において町のホームページに掲載する。

(委任)

第7条 この告示の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。